

伊東市告示第72号

三浦按針顕彰等活動支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年3月27日

伊東市長 小野達也

三浦按針顕彰等活動支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民活動団体及び観光関連団体を実施する三浦按針の顕彰・周知に関する事業のほか、三浦按針に関連する観光振興事業に要する経費に対し、予算の範囲内において三浦按針顕彰等活動支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊東市補助金等交付規則（昭和39年伊東市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民活動団体 自主的に活動しているボランティア団体、NPO法人等で、次のいずれにも該当する団体のうち、活動内容等を勘案した上で市長が認めた団体をいう。ただし、市長が特別の事情があると認めたものは、この限りでない。
  - ア 市民5人以上で構成され、かつ、主たる活動を市内で行っていること。
  - イ 規約又は会則を有し、当該団体の運営を明確に定めていること。
  - ウ 予算の編成及び決算の確定を適正に行っていること。
  - エ 営利を目的とした団体ではないこと。
- (2) 観光関連団体 観光振興を行うことを目的とする事業者及び団体で、次のいずれかに該当する団体のうち、活動内容等を勘案した上で市長が認めた団体をいう。ただし、市長が特別の事情があると認めたものは、この限りでない。
  - ア 観光振興を目的に設立され、かつ、本市に主たる事務所を有する法人又は団体
  - イ 公共交通機関の事業者
  - ウ 前2号に掲げる者に準じるものとして市長が認めるもの
- (3) 顕彰・周知事業 市民活動団体及び観光関連団体が行う三浦按針を顕彰する事業並びに三浦按針の功績及び本市との関係性を広く周知することに寄与する事業であって、

営利を目的としないものをいう。

- (4) 観光振興事業 市民活動団体及び観光関連団体が行う三浦按針に関連した本市の観光振興・誘客促進に資する事業をいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助対象事業の区分、補助率、補助限度額等については、別表に定めるとおりとする。ただし、次に掲げるものは補助の対象としない。

- (1) 観光振興事業において施設整備を目的とするもの
- (2) 選挙、政治又は宗教活動を目的とするもの
- (3) 当該事業の実施について、国、県その他地方公共団体等から補助その他の助成又は委託を受けているもの

(事業年度)

第4条 補助金の交付の対象とする事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条に定める補助金等の交付申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（変更事業計画書・事業実績書）（第1号様式）
- (2) 事業費内訳書（変更事業費内訳書・実績事業費内訳書）（第2号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(審査)

第6条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容について当該申請に係る補助金の交付が適当であるか否かを審査し、交付の決定をしなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の審査の結果、補助金の交付を決定したときは、速やかに規則第6条に定める補助金等の交付額決定通知書により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に通知しなければならない。

(交付条件)

第8条 市長は、補助金の交付決定に当たり、次に掲げる条件を付する。

- (1) 補助事業者が補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止するときは、次に掲げる書類により市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な

変更についてはこの限りでない。

ア 補助事業等変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）

イ 事業計画書（変更事業計画書・事業実績書）（第1号様式）

ウ 事業費内訳書（変更事業費内訳書・実績事業費内訳書）（第2号様式）

(2) 前号ただし書の軽易な変更とは、次に掲げる場合を除く変更をいう。

ア 補助対象経費の2割を超える減額をする場合

イ 事業内容を著しく変更する場合

(3) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないときは、速やかにその理由及び補助事業の進捗状況を明記した書類を市長に提出しなければならない。

(4) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保存しておかななければならない。

(5) 補助事業者は、補助事業に係る経理を、他の経理と明確に区分して行わなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了した後、速やかに規則第11条に定める補助事業等完了報告書に次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（変更事業計画書・事業実績書）（第1号様式）

(2) 事業費内訳書（変更事業費内訳書・実績事業費内訳書）（第2号様式）

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の補助事業等完了報告書の提出期限は、補助事業を完了した日から起算して1月を超えない日又は当該補助金の交付決定に係る年度の末日のいずれか早い日までとする。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定により報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第13条に定める補助金等の確定通知書により補助事業者に通知しなければならない。

（指導監査）

第11条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し報告若しくは書類の提出を求め、又は市職員に書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の検査又は質問に当たる市職員は、その身分を示すため規則第17条に定める身

分証票を携帯し、関係者の請求があるときはこれを提示しなければならない。

(補助金の返還等)

第12条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は補助金の返還を命じることができる。

- (1) 補助金を補助の目的以外に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定に付された条件を守らなかったとき。
- (3) この要綱に基づき提出された申請書、報告書等の内容が虚偽であったとき。
- (4) 補助事業者が、補助事業に関し法令に違反する行為を行ったとき。

(遅延利息)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の返還を補助事業者に求めた場合において、返還すべき補助金が納付期限までに納付されないときは、納付期限の翌日から納付した日までの日数に応じてその未納付額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の割合で計算した遅延利息の支払を請求することができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象事業の区分	補助率（千円未満切捨て）	補助限度額等
顕彰・周知事業	総事業費の4分の3以内	1年度当たり50万円を限度とする。
観光振興事業	総事業費の2分の1以内	1年度当たり50万円を限度とする。